

令和4年高島市教育委員会
第6回定例会議事日程

日 時 令和4年6月28日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和4年第5回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

日程第1 議第38号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市社会教育委員の委嘱について)

日程第2 議第39号 臨時代理につき承認を求めることについて
(令和4年度高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱
等について)

日程第3 議第40号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育委員会事務局職員の人事について)

5. 報告

報告第7号 高島市学校教育関係事業補助金交付要綱の一部改正について

報告第8号 令和4年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程

議第38号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年5月31日に次のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項に基づき、次のとおり高島市社会教育委員に委嘱する。

氏名	委員種別	新任・再任
橋本 妙子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日まで

議第39号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年5月31日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和4年度高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）第3条第1項に基づき、次のとおり高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考
1号	医師会の代表	松本 道明	高島市医師会
2号	結核の専門家	安藤 武	高島市民病院
3号	学校医の代表	岡田 清春	おかだ小児科医院
4号	高島保健所長	松原 峰生	高島保健所
5号	市立学校の校長	尾中 一彦	新旭北小学校
		斉藤 隆史	朽木中学校
6号	市立学校の養護教諭	荒木 彩	マキノ西小学校
		中山 佐知子	朽木中学校
7号	教育長が必要と認める者	小谷 愛子	高島市健康福祉部健康推進課
		岡部 陽造	教育指導部学校教育課

任期：令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

議第40号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育委員会事務局職員の人事については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

人事異動発令日：令和4年6月1日

<出向>

職階	新所属名	職名	氏名	旧所属名	職名
参事級	農業委員会事務局	参事	前河 康史	市民会館	参事

<任命>

職階	新所属名	職名	氏名	旧所属名	職名
主任級	市民会館	主任	佐々木 浩二	人事課付	参事

報告第7号

高島市学校教育関係事業補助金交付要綱の一部改正について

高島市学校教育関係事業補助金において、下記のとおり高島市学校教育関係事業補助金交付要綱が一部改正されたので報告する。

令和4年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市告示第101号

高島市学校教育関係事業補助金交付要綱（平成18年高島市告示第51号）の一部を次のように改正し、令和4年度の補助金から適用する。

令和4年6月1日

高島市長 福井正明

第3条中「者」を「高島市立小中学校の学校長（以下「学校長」という。）」に改める。

第4条中「補助事業者」を「学校長」に改める。

第5条中「申請者」を「学校長」に改める。

第6条中「補助事業者」を「学校長」に改める。

別表中

修学旅行事業	児童生徒の修学旅行に必要な経費	小学校	児童1人あたり	5,000円
			引率1校あたり	10,000円
		中学校	生徒1人あたり	8,000円
			引率1校あたり	20,000円
校外活動事業	児童生徒の校外での活動に必要な経費	小学校	児童1人あたり	500円
		中学校	生徒1人あたり	600円
特別支援学級校外活動事業	特別支援学級の児童生徒の校外での活動に必要な経費	小学校	児童1人あたり	4,000円
		中学校	生徒1人あたり	4,000円

」を

修学旅行事業	修学旅行の実施に必要な経費	小学校	1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助対象経費（上限5,000円）を乗じた額に引率者の補助対象経費（上限10,000円）を加えた額とする。	
		中学校	1校あたりの補助金額は、生徒数に生徒1人あたりの補助対象経費（上限8,000円）を乗じた額に引率者の補助対	

		象経費（上限20,000円）を加えた額とする。
校外活動事業	校外活動の実施に必要な経費	<p>小学校</p> <p>1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助対象経費（上限500円）を乗じた額とする。</p> <p>中学校</p> <p>1校あたりの補助金額は、生徒数に生徒1人あたりの補助対象経費（上限600円）を乗じた額とする。</p>
特別支援学級校外活動事業	特別支援学級にかかる校外活動の実施に必要な経費	<p>小学校</p> <p>1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助対象経費（上限4,000円）を乗じた額とする。</p> <p>中学校</p> <p>1校あたりの補助金額は、生徒数に生徒1人あたりの補助対象経費（上限4,000円）を乗じた額とする。</p>

」に

改める。

別記様式中「補助事業者名」を「学校長名」に改め、「㊟」を削る。

別記様式(第4条関係)

年度
(中止)承認申請書

事業変更

年 月 日

高島市長 様

住 所

学校長名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
事業について高島市学校教育関係事業補助金交付要綱第4条の規定により下記のと
おり計画を変更(中止)したいので承認されたく申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更の内容(中止の場合は記載必要なし)

高島市学校教育関係事業補助金交付要綱（平成18年高島市告示第51号）

現 行	改 正 案												
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金を受けようとする<u>者</u>は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第4条 <u>補助事業者</u>は、補助事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、事業変更(中止)承認申請書(別記様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成に支障をきたすことのない事業計画の一部変更であつて、参加人数の減に伴う変更および補助金交付決定額の20パーセント未満の減額については、この限りでない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第5条 市長は、規則第10条の規定に基づき、<u>申請者</u>に対し補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 <u>補助事業者</u>は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日以内または当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">修学旅行事業</td> <td><u>児童生徒の修学旅行に必要な経費</u></td> <td>小学校 児童1人あたり 5,000円 引率1校あたり</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助対象経費	補助金額	修学旅行事業	<u>児童生徒の修学旅行に必要な経費</u>	小学校 児童1人あたり 5,000円 引率1校あたり	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金を受けようとする<u>高島市立小中学校の学校長（以下「学校長」という。）</u>は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第4条 <u>学校長</u>は、補助事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、事業変更(中止)承認申請書(別記様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成に支障をきたすことのない事業計画の一部変更であつて、参加人数の減に伴う変更および補助金交付決定額の20パーセント未満の減額については、この限りでない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第5条 市長は、規則第10条の規定に基づき、<u>学校長</u>に対し補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 <u>学校長</u>は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日以内または当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">修学旅行事業</td> <td><u>修学旅行の実施に必要な経費</u></td> <td>小学校 1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助対象経費	補助金額	修学旅行事業	<u>修学旅行の実施に必要な経費</u>	小学校 1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助
事業名	補助対象経費	補助金額											
修学旅行事業	<u>児童生徒の修学旅行に必要な経費</u>	小学校 児童1人あたり 5,000円 引率1校あたり											
	事業名	補助対象経費	補助金額										
修学旅行事業	<u>修学旅行の実施に必要な経費</u>	小学校 1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助											

		<u>10,000円</u> 中学校 <u>生徒1人あたり</u> <u>8,000円</u> <u>引率1校あたり</u> <u>20,000円</u>			<u>対象経費（上限5,000円）を乗じた額に引率者の補助対象経費（上限10,000円）を加えた額とする。</u> 中学校 <u>1校あたりの補助金額は、生徒数に生徒1人あたりの補助対象経費（上限8,000円）を乗じた額に引率者の補助対象経費（上限20,000円）を加えた額とする。</u>
校外活動事業	<u>児童生徒の校外での活動に必要な経費</u>	小学校 <u>児童1人あたり</u> <u>500円</u> 中学校 <u>生徒1人あたり</u> <u>600円</u>	校外活動事業	<u>校外活動の実施に必要な経費</u>	小学校 <u>1校あたりの補助金額は、児童数に児童1人あたりの補助対象経費（上限500円）を乗じた額とする。</u> 中学校 <u>1校あたりの補助金額は、生徒数に生徒1人あたりの補助対象経費（上限600円）を乗じた額とする。</u>
特別支援学級校外活動事業	<u>特別支援学級の児童生徒の校外活動に必要な</u>	小学校 <u>児童1人あたり</u> <u>4,000円</u>	特別支援学級校外活動事業	<u>特別支援学級にかかる校外活動の実施に必要な</u>	小学校 <u>1校あたりの補助金額は、児童数に児</u>

<u>経費</u>	中学校 <u>生徒1人あたり</u> <u>4,000円</u>
-----------	--

<u>な経費</u>	<u>童1人あたりの補助</u> <u>対象経費（上限4,</u> <u>000円）を乗じた</u> <u>額とする。</u> 中学校 <u>1校あたりの補助</u> <u>金額は、生徒数に生</u> <u>徒1人あたりの補助</u> <u>対象経費（上限4,</u> <u>000円）を乗じた</u> <u>額とする。</u>
------------	--

別記様式

別記様式(第1表)申請書

年度
(中法)承認申請書

事業年度

年 月 日

高松市 様

住 所

補助事業者名

年 月 日 第 号 年度交付決定通知の送付に
 事業について高松市(元教育関係事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき)の上
 記申請書(申請)を提出されたことと存じます。

1. 事業(申請)の理由

2. 申請の旨(中法)の報告は認めます。

住所

補助事業者名

別記様式

別記様式(第1表)申請書

年度
(中法)承認申請書

事業年度

年 月 日

高松市 様

住 所

学校長名

年 月 日 第 号 年度交付決定通知の送付に
 事業について高松市(元教育関係事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき)の上
 記申請書(申請)を提出されたことと存じます。

1. 事業(申請)の理由

2. 申請の旨(中法)の報告は認めます。

住所

学校長名

報告第8号

令和4年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和4年6月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和4年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和4年6月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和4年6月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
澤本 長俊 議員	人生100年時代に向けて	教育総務部長
是永 宙 議員	こどもの育ちを支え、孤立を防ぐ施策について	教育総務部長
藍原 章 議員	環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について	教育指導部長
森脇 徹 議員	「高島市高校魅力化ビジョン」で若者に魅力ある高島に	教育指導部長
磯部 亜希 議員	誰一人取り残さない防災を目指すために	教育指導部長
中川 あゆこ 議員	ヤングケアラー、子どもの未来のために、実現に向けて	教育指導部長
福井 節子 議員	人権が守られる高島市になっているか	教育指導部長
山下 巧 議員	学校教育および子どもたちを取り巻く環境の現状について	教育指導部長

澤本議員

(質問番号 1) 人生 100 年時代に向けて

- 1 人生 100 年時代とはどういうことだと考えているのか。
- 2 老後の教育について、どのように捉えているか。
- 3 老後の人生について学ぶ機会づくりが必要でないかと考えますが当局の考えは。

教育総務部長答弁

(答) 澤本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「人生 100 年時代とはどういうことだと考えているのか」についてでございますが、医療技術の発達などにより平均寿命が延び、90 年、100 年を超える人生を歩まれる方も決して珍しくないという長寿時代を迎えております。また、国では、1984 年の厚生白書において初めて「人生 80 年時代」と記載され、2017 年に「人生 100 年時代構想会議」を設置、以後「人生 100 年時代」という言葉も、広く浸透してまいりました。長寿時代を迎えることは、もちろん喜ばしいことではございますが、退職後の人生が長くなり、これまでのライフサイクルの考え方では、埋めることのできない新しい時間の過ごし方など「人生 100 年時代」における新たな課題に対応していかなければならないと考えています。

次に 2 点目の「老後の教育について、どのように捉えているか」についてでございますが、「人生 80 年時代」から「人生 100 年時代」への延長は、これまでの人生モデルである「教育、仕事、退職後」という 3 つのステージの考え方では、それぞれのステージ期間が均等には延びておらず、比較的「退職後」の期間が延びているものと考えております。退職後の方にとっては、地域こそが生活の主たるフィールドであることが多いと推測されますが、早くから退職後の人生設計を立てて、充実した時間を過ごされる方がおられる一方で、仕事に没頭してきたあまりに、地域とのつながりが希薄であることや、地域への溶け込み方もわからず、

不安を持たれている方もおられると思います。こうしたことから、退職後の人生をいかに過ごすかを考え、学ぶことは、楽しみややりがいを生み、能力をさらに伸ばすという、自分への利点のほかに、その学びによる新しい人とのつながりが、地域での孤立を防ぐとともに、地域の活性化につながることも期待されます。また、第2期高島市教育大綱では「社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、人づくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な地域づくりにつなげます」という目標を掲げており、国においても「多様な世代の人たちが主体的につながり、共に学び合うことによって、他者を受け入れ共生する社会の実現につながる」と議論されておりますことから、人生100年時代にあるからこそ、退職後の方を含む様々な人たちに学びの機会を提供することが重要であると考えております。

最後に3点目の「老後の人生を学ぶ機会づくり」についてであります。すでに一部の取り組みを行ってございまして、具体的には、継続的な学びの場として公民館で実施しております公民館教室や講座がございまして。公民館教室受講者の年代割合は、令和3年度実績では、60代が全体の38%、70歳以上が38%と、60代以上の方が多くを占めています。また、一部の公民館では高齢世代を対象に、健康づくり、防災学習、自然観察や史跡巡りなど様々な学びを提供するシニアカレッジなど高齢の方を対象とした教室を開催しております。

なお、教育委員会では、地域を知り地域に学ぶ機会の提供と地域で主体的に行動できる人材育成の場として（仮称）たかしま市民大学をこの秋から開校する予定でございまして。市民大学では、高齢の方だけでなく、幅広い世代の方に受講いただき、受講生同士や講師との対話・交流によって学びとつながりを深め、卒業後はその学びを地域で活かせるようなカリキュラムとしております。さらに、公民館は、趣味や文化サークルの、定期的な活動の場として利用されており、単に教養を高めるだけでなく、つながりを生み、交流を深める場としての役割も担っております。

人生100年時代を迎えるにあたり、老後について考え学ぶことは、重要であると考えておりますことから、今後も、学びの機会や生きがいくりのきっかけとなるよう、公民館活動に取り組むとともに、社会教育だけではなく、様々な観点からの、更なる機会づくりの必要性も認識いたしておりますので、幅広く関係部局とともに、検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

「(仮称) たかしま市民大学」と答弁されたが、すべての世代についてのことなのか、もう少しどういう思いをされての市民大学なのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えをいたします。

この秋に開校の(仮称) たかしま市民大学では、第2次高島市総合計画後期計画の方針や施策にありますように、地域を知り、地域に学ぶ機会をつくり、地域で主体的に行動できる人材の育成を目指しております。

修学年限は2年間で、1年次は高島市のまちづくり・人づくりや、健康福祉、自然環境や歴史文化などについて学びながら、受講生同士のつながりの場となるような内容といたしております。

2年次は1年目の学びを通して卒業後に地域で活動できるようなノウハウを学んでいきます。

先ほども申しあげましたとおり、幅広い年代層を対象としており、世代を越えてつながりが生まれ、交流が深められるとともに学んでいただいたことを地域活動に活かしていただけるようにしたいと考えております。以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

是永議員

(質問番号 1) こどもの育ちを支え、孤立を防ぐ施策について

- | |
|---|
| <p>4 市内に放課後子ども教室は設置されているのか</p> <p>5 放課後の子どもの居場所確保についてどのような方針を持っているか</p> |
|---|

教育総務部長答弁

(答) 是永議員の質問番号 1 の 4 点目および 5 点目のご質問にお答えいたします。

4 点目の「市内に放課後子ども教室は設置されているのか」であります。低学年の児童を対象に、集団下校の待ち時間を利用して月に数回、学習支援や読み聞かせなどを地域の方に行っていただいている小学校はございますが、文部科学省で示されている「放課後子ども教室」には該当せず、現在のところでは市での設置はございません。

次に、5 点目の「放課後の子どもの居場所確保についてどのような方針を持っているか」であります。現在のところ、放課後の子どもの活動場所としては、子ども未来部が行っている学童保育が主にその役割を担っており、共働き家庭などにおける子どもたちの居場所は一定、確保できているものと考えているところであります。今後設置されます子ども家庭庁から示される予定の「(仮称) こどもの居場所づくりに関する指針」の内容等を注視しながら、関係部局とともに検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

<p>学童保育所に通っている子どもは市内小学生のうち、どのくらいの割合か把握しているか。</p>
--

教育総務部長答弁

(答) お答えします。学童保育所に通っておられる市内小学生在籍児童数を令和3年度の実績で申し上げますと、小学1年生で約31%、2年生で29%、3年生で24%、4年生で17%、5年生で12%、6年生で11%と学年が上がるごとに利用者の割合は少なくなっており、平均では、20.1%の小学生が学童保育所を利用されておられる実績となっております。

以上でございます。

(再質問)

子どもの放課後の過ごし方についてどう分析されているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

議員がおっしゃるとおり、時代の変化に伴いまして、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきていると認識しております。それに伴いまして、放課後の子どもの過ごし方も、家庭で過ごされる、学童保育に行かれる、学習塾やスポーツを含む習い事に行かれるなど様々で、多様化してきていると考えております。

令和4年度の全国学力・学習状況調査で、放課後の過ごし方をアンケート形式で調査しておりますので、その結果が出ましたら、それらも参考にしつつ、先ほども申し上げましたが、子どもたちの様子や状況を把握し、今後出される国の指針などが明らかになりました段階で、関係部局と連携し、放課後の子どもの居場所について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

市内では各所で、子ども食堂や児童館などの子どものための居場所やスマイルやあすくるなどの支援施設があるが、子どもは自力でそれらの場所まで行けない、という課題感を私は持っているが、「子どもの移動」という観点で課題認識は持っているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

子ども未来部長と同様のご答弁になるかと思いますが、ご質問に挙げられているような施設を利用される場合に限らず、家庭や学校から離れた場所への移動につきましては、こども単独では、移動が困難であり、課題になりうるという認識は持っております。

以上でございます。

(再質問)

子どもの移動のことを考えると、放課後に居場所が作れると、どの子もその場所に行くという選択肢を手に入れることができる。その意義は非常に大きいですが、その放課後の学校施設を活用することの意義について、どのように認識されているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

放課後子ども教室は、移動をすることなく、無料で誰もが利用できるというメリットは私も認識しております。一方で、高島市では集団下校をおこなっておりますが、集団下校ではなくなるため、下校時の子どもたちの安全をどう守っていくか、また、地域ボランティアなどの人材確保でありますとか、余裕教室のない学校内で活動スペースをどうするか、

また学校施設の管理上の課題など、開設にあたっては様々な条件をクリアしていく必要もございます。こうしたことから、放課後の子どもの居場所につきましては、放課後子ども教室だけではなく、様々な観点や要素から、総合的に検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

藍原 章 議員

(質問番号 1) 教育環境の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた 学校施設のZEB化の推進について

(質問項目)

- 1 学校施設改修における部分的な「ZEB化事業」の推進について
- 2 エコスクールの実施状況について

教育指導部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「学校施設改修における部分的な「ZEB化事業」の推進について」でございますが、市教育委員会では、学校施設の老朽化の程度や状況に応じて、順次、大規模改修等を実施し、児童生徒の学校生活における学習環境の改善を図っているところでございます。

施設によっては、老朽化による雨漏りや外壁・内装の劣化等が著しいことから、施設の改善と安全の確保を第一の目的として、経費面も重視しながら、改修工事を行っております。

そのような状況のもと、学校施設の大規模改修に対する国庫補助金の交付要件として、電気・水道などライフラインを更新し、建物の耐久性を高めることが追加されました。その事業として、今年度から3年をかけて実施いたします「今津中学校長寿命化改良工事」においては、建築から40年以上が経過し建て替えの時期にきている施設を、配管等ライフラインの改修を行うことにより、現存の施設を、さらに今後30年から40年間使用できるようにしようとするものであり、この事業自体がライフサイクルコストの軽減に資する事業となっております。

なお、この改良工事においては、照明器具をLED化するほか、断熱性の高い資材や一部で地域産材を使用するなど、省エネルギーにも配慮した改修工事として進めており、部分的な「ZEB化」の視点につながるものと考えております。

今後におきましても、引き続き、省資源・省エネルギーを意識しながら、様々な補助金を組み合わせる方法や大規模改修時に合わせて実施する方法など、経費面・作業面で優位な方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「エコスクールの実施状況について」でございますが、これまで、市内の学校において、エコスクールの認定を受けて施設改修を実施した事例はございませんので、それによる効果の検証までには至っておりません。しかしながら、近年の学校体育館の天井改修工事の際には、照明器具を水銀灯などからLEDに取り替えており、学校生活の中で子どもたちが、省エネルギーについて学習するひとつのきっかけになっていると考えております。

また、各学校におきましては、総合的な学習の時間等で、グリーンカーテン作りやヨシ刈り・よしず作り、森林再生活動などを行い、環境について学んでおります。

学校ごとに、特色のある自然体験学習や地域学習を行う中で、地域の環境について考える取り組みを進めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

滋賀県内でエコスクールの認定校となった小学校や幼稚園として、近江八幡市の島小学校、草津市の老上第二小学校、長浜市の湖北幼稚園がある。省エネ効果、教育効果の参考になると思うが、いかがか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

参考になる施設として、今まで取り組まれている学校のことについては、資料等で確認をさせていただいております。

身近な例としまして、Z E B化を進めている建物として、本市役所の新館がZ E B化された庁舎であることで、これを利用することも考えております。

市役所の新館については、最新の省エネルギー技術と自然エネルギーを積極的に活用した施設であります。

身近な場所にある施設を子どもたちの環境学習教材として活用することは大変意義のあることでもありますので、先進の小学校も含め、市役所見学の学習等のメニューに加えるなど、今後研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

【担当：教育指導部 学事施設課】

森脇 議員

(質問番号2)「高島市高校魅力化ビジョン」で若者に魅力ある高島に

1-(1) 「高島市高校魅力化ビジョン」の策定について

1-(2) 地元高校の魅力化にかかわる情報発信について

教育指導部長答弁

(答) 森脇議員の質問番号2の1項目目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「高校魅力化ビジョンの策定について」でございますが、令和3年度から高島高校の学科や安曇川高校の系列が改編され、市教育委員会といたしましても、カリキュラムの充実とともに、高校卒業後の進路選択の充実など、地元高校の魅力化が推進されるものと期待しております。

高校の魅力化については、県教育委員会と県立高校が策定されたビジョンをもとに取り組みを進めておられると承知しており、市や市教育委員会が、県の事業にかかわるビジョンを策定することはできないと考えております。しかしながら、従前より、県教育委員会や高校と連携した取り組みは継続しており、小中学校と高校をつなぐキャリア教育の視点からも、市教育委員会としての協力の在り方を研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「地元高校の魅力化にかかわる情報発信について」でございますが、市内中学校では毎年、3年生とその保護者を対象として高校の担当者を進路説明会に招き、学科や系列の説明や、部活動、学校生活の様子などについて紹介いただいております。

また、令和2年度と令和3年度には、県教育委員会と市教育委員会との共催により、高島高校・安曇川高校合同学校説明会を開催し、中学生や保護者だけでなく、地域の皆様にも地元の高校の魅力について知って

いただく機会となりました。併せて、広報たかしまに特集記事を掲載し、地元の高校の新たな魅力について紹介するなど、県教育委員会や高校と連携して、情報発信に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

磯部議員

(質問番号 1) 誰一人取り残さない防災を目指すために

- | |
|---|
| <p>8 小中学校における防災教育の取り組みと児童生徒の変化について</p> <p>9 地域学校協働の活動と防災との関わりについて</p> |
|---|

教育指導部長答弁

(答) 磯部議員のご質問のうち、8点目と9点目のご質問にお答えいたします。

8点目の「小中学校における防災教育の取り組みと子どもたちの変化について」でございますが、小中学校では、従前より、防災教育の取り組みとして、地震、火災、水害、原子力災害等を想定した避難訓練を行い、自分の命を守るためにとるべき行動について、実践を通じた学びのほか、市の防災課による出前授業、消防署の見学、防災マップや非常品持ち出し袋づくり等の学習を通して、災害への備えの大切さを学んでいます。

昨年度の実践として、中学生が地域の防災倉庫に出向き、備蓄品の確認や運搬の体験をする活動に取り組みました。実施した中学校からは、子どもたちが避難所の設営や生活を具体的にイメージすることにより、地域や集落の中で、中学生としてできることを主体的に考えるきっかけとなり、防災への意識が高まったと報告を受けております。

次に、9点目の「地域学校協働の活動と防災との関わりについて」でございますが、市内小中学校の地域学校協働活動では、地域人材による、授業支援活動や通学時の見守り活動、環境整備等の取り組みを進めています。

先ほど、紹介した中学校では、授業支援として、地域人材の派遣や市の防災課との連携をすすめて、防災倉庫での体験活動のほかにも、防災マップ作りや災害時の行動等についての防災教育を実施してお

ります。

今年度も多くの学校で、地域学校協働活動による授業支援を進める計画を立てており、市教育委員会といたしましても、学校の防災教育やそれにかかわる授業支援の在り方を紹介するなど、地域学校協働活動のサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

中学校で取り組まれた避難所設営に関わる学習とは、具体的にどのような学習だったのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

中学生が、実際に避難所が開設された際に、自分たちができることについて考える活動について紹介させていただきます。取り組んだ例としまして、防災センターから避難所となる中学校まで物資を運搬する体験でありましたり、災害発生時に持ち出すべきものをリストアップして、その重さの荷物を背負う体験をしたりというような活動を行っております。

併せて、避難するときや避難所での生活では、小さい子どもやお年寄りを補助したり、サポートしたりすることが中学生に期待されていることを、講師である地域の防災士の方から教えていただいたというような活動でございます。

この中学校によりますと、今後は、新たな取組として、災害発生時の対応や判断について、疑似体験できる教材を活用して、判断の是非や、あるいはその時実際にどう判断すべきかということを経験の方を交えて学習し、実践力を高めていけるような活動を計画していると報告を受けています。

【担当：教育指導部 学校教育課】

中川議員

(質問番号 1) ヤングケアラー、子どもの未来のために、実現に向けて

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 ヤングケアラーの実態調査について2 ヤングケアラーの認知度向上に向けての取り組みについて |
|---|

子ども未来部長答弁

(答) 中川議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「ヤングケアラーの実態調査について」でございますが、昨年10月から12月にかけて、滋賀県が包括的・重層的支援体制整備事業として滋賀県社会福祉協議会に委託し、「子ども若者ケアラー実態調査」を実施され、その報告書が公表されています。その一部を紹介させていただきますと、県内の全ての国公立の小中高等学校を対象として行われた調査では、「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒が「いる」と回答した学校が49.8%、「いない」と回答した学校が41.4%であり、子ども若者ケアラーだと思われる人数は590人であったと公表されております。市ではこの実態調査での結果を参考にしたいと考えております。

次に2点目の「ヤングケアラーの認知度向上に向けての取り組みについて」でございますが、昨年度の取り組みでは、児童福祉法に基づき設置している「要保護児童対策地域協議会」において、児童に関わる関係者、学校・園・学童等の職員ならびに要保護児童対策地域協議会委員を対象として「知ってほしいヤングケアラーのこと」と題した研修会を開催いたしました。専門家である大学教授と小学生時代に家庭内のケアを担っていた当事者を招いて実施し、関係者57名の参加がありました。

また、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している「子ども・若者支援地域協議会」では、子ども・若者の現状を理解するため、協議会の実務者レベルの会議において、ケアラーの事例検討を行い、ケアラ

一支援についての専門家である大学教授のスーパーバイズを受けるなど、支援者のスキルアップを図りました。

(再質問)

市内小中学校において、ヤングケアラーの存在の有無や悩みを聞くようなアンケートは実施しているのか。また、ヤングケアラーの認知度向上にアンケートを活用できないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

小中学校では、毎月、学習や人間関係、生活上の悩みなどの項目で振り返りアンケートを実施し、いじめや児童虐待の認知等にも結びつくようなアンケートや教育相談を実施しているところでございます。

市内小中学校において、子どもたちに自分がヤングケアラーであることを問うようなアンケートは、実施しておりません。子どもたちにとって、家庭内での自分の立場が、親や祖父母、兄弟などの家族に対して、家庭での学習時間や睡眠時間、学校生活や友達と遊ぶ時間など、自分の時間を犠牲にして介護や世話を余儀なくされているかどうかなどは、大変デリケートな問題であると考えております。

学校では、子どもの様々な悩みや不安を受け止め、思いに寄り添いながら、その解決に向けて、適切な支援を行っているところでございますが、ケアラーや虐待など家庭事情に背景のある生活環境に起因する相談につきましても、関係機関と連携しながら対応しているところでございます。

(再質問)

全国学校図書館協議会において選定図書とされた「リエゾン」という漫画を認知度向上のために、市内の小中学校に設置してはどうか。

子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。

議員に紹介をいただいた「リエゾン」という漫画については把握しておりませんが、貴重な情報をいただきましたので、今後研究をさせていただきたいと思いますが、推薦図書として購入できるかどうかについては、この場でお答えできるものではありません。

【担当：教育指導部 学校教育課】

福井議員

(質問番号 1) 人権が守られる高島市になっているか

2 平等な人権の保障について

(3) 学校教育におけるジェンダー平等の推進について

3 人権侵害を行い、ジェンダー平等に反する方が、市から委嘱されることについて問う

(1) 「スクールガード」がジェンダー平等に反すると分かった場合、市教育委員会としてはどのような対応となるか。

教育指導部長答弁

(答) 福井議員の質問番号 1 の 2 項目目の 3 点目と 3 項目目の 1 点目のご質問にお答えいたします。

まず、2 項目目の 3 点目の「学校教育におけるジェンダー平等の推進について」でございますが、市内の各学校では、「男だから、女だから」といった固定観念にとらわれることなく、男女が協力して学び合うことや、男女がともに活躍できる場を大切にしながら、また、性の多様性にも配慮しながら教育活動を進めております。

教育活動全体を通して人権教育を推進し、一人ひとりの人権が尊重される学校づくり、集団づくりに努めているところでございます。

次に、3 項目目の 1 点目の「スクールガードがジェンダー平等に反すると分かった場合、市教育委員会としてはどのような対応となるか。」について、でございますが、各小学校のスクールガードについては、市からの委嘱ではなく、学校ごとにボランティアとして募集し、ご応募いただいた方をスクールガードとして登録し、登校時の見守り活動等に参加していただいております。

スクールガードの皆様については、ボランティアとして日々、子どもたちの安全確保に努めていただいているところでございます。一般論と

して、ご本人に何か不都合なことがあった場合には、自らご判断されるものと認識しております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

ジェンダー教育こそ、教育現場に位置付ける必要があるのではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

ジェンダー平等の推進に関わる具体的な学習についてでございますが、外国の性教育と日本の性教育を医学的な見地から比較して、お答えする立場ではございませんが、学校の取組といたしまして、主に社会科、家庭科、道徳科、それから保健体育科の性教育も含めて、学級活動であったり、学校生活の場面であっても、人権教育に関しては、指導していかなければならないと考えております。

先ほどの答弁のくり返しにはなりますが、ジェンダー平等を含めた人権教育を教育活動全体を通して推進し、一人ひとりの人権が尊重される学校づくり、集団づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

山下 巧 議員

(質問番号 1) 学校教育および子どもたちを取り巻く環境の現状について

- 1 (1) 学校給食費無償化の対象とならなかった児童生徒の保護者への補助金給付の実績について
- (2) 食料品等の値上げに伴う追加補正予算について
- 2 コロナ禍以前と比較した、学校における光熱費の変化
- 3 修学旅行や校外学習、その他学校行事のサポートについて
- 4 今年度の水遊びや水泳の授業に充てられる予定授業時間数について
- 5 (1) 市内小中学校の教員配置の現状と今後の臨時講師の確保について
- (2) 教員のメンタルヘルスと働き方について
- 6 スクールガードの研修状況について
- 7 副籍制度における市内小学校と県立特別支援学校との連絡調整、連携の進め方、市教育委員会としての関わりについて

教育指導部長答弁

(答) 山下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1項目目の1点目の「学校給食費無償化の対象とならなかった児童生徒の保護者への補助金給付の実績について」でございますが、令和3年度は、学校給食費無償化の対象とならなかった市内在住の小中学生68名に対しまして、合計2百97万7千130円を交付いたしました。

次に、1項目目の2点目の「食料品等の値上げに伴う追加補正予算について」でございますが、本市におきましては、今年度の4月から6月の食材調達の単価は、昨年度と比較しますと、食材によっては下がっているものがございますが、全体として上昇傾向がみられ、今後

の価格の動向については、状況を注視すべきであると認識しております。子どもたちの成長にとって、望ましい栄養バランスや量を保った給食が継続して提供できますよう、著しい物価上昇や食材価格の変動がみられる場合には、献立計画や食材選定の工夫、予算の増額補正など、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2項目目の「学校における光熱費は、コロナ禍以前と比較し、どのくらい変化したか」についてでございますが、小中学校19校の電気代と燃料費を、令和元年度と令和3年度の支出額で比較いたしますと、電気代は約269万円の増、率にして約9.0%の増、燃料費は約358万円の増、率にして約49.8%の増という状況でございます。

なお、電気代と燃料費については、例年、気象条件の違いにより、大きく増減することがございますが、令和3年度については、そうしたことに加え、特に灯油代が高騰したことが、燃料費の支出の増大につながったものと考えております。

また、学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、常時、教室の換気に配慮しており、そのなかで、夏場や冬場においては、冷暖房機器を使用しながら適切な室温を確保しているため、電気代や燃料費がコロナ禍以前と比較すると増加している状況であると認識しております。

次に、3項目目の「市教育委員会としての修学旅行や校外学習、その他学校行事のサポートについて」でございますが、各学校における校外学習や運動会、文化祭などの学校行事は、感染症対策を講じた上で、各学校で工夫した教育活動を実施しているところでございます。

また、泊を伴う修学旅行につきましては、市の新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針に基づいて、実施することとしております。

学校行事のサポートにつきましては、学校が行事の内容により、PTAや地域学校協働活動推進員等を通じて、地域の方々に協力を依頼しております。市教育委員会といたしましても、子どもたちにとって有意義な教育活動となりますよう、今後とも、学校からの相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、4項目目の「今年度の水遊びや水泳の授業に充てられる予定授業時間数について」でございますが、小中学校ともおおむね3時間から6時間程度の実施を予定しております。コロナウイルス感染症対策により、限られた授業時間数での学習となりますが、子どもたちが水に慣れ親しむ学習となるよう、各校が指導方法を工夫し、安全に配慮しながら実施できるよう、指導・助言してまいりたいと考えております。

次に、5項目目の1点目の「市内小中学校の教員配置の現状について」でございますが、4月1日時点では、臨時講師の未配置校が中学校で2校、小学校で1校ございました。しかし、4月中に中学校2校、5月中には小学校1校に会計年度任用職員を補充することができ、現在、未補充の学校は市内小中学校にはございません。

引き続き、県教育委員会等の関係機関と連携し、臨時講師が必要になった場合の人員確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、5項目目の2点目の「教員のメンタルヘルスと働き方について」でございますが、市内すべての学校の教員にストレスチェックを実施し、心身の健康障がい未然防止に努めております。

また、時間外労働時間を把握し、超過勤務縮減に向けた学校組織としての働き方改革を継続する中で、校務支援システムの活用やクラウドサービスを利用した会議の効率化等の業務改善を進めているところでございます。

次に、6項目目の「スクールガードの方々への研修状況について」でございますが、警察OBのスクールガードリーダーによる巡回訪問指導の際に、スクールガードの方々への研修の機会をもっております。

スクールガードリーダーによる子どもたちへの交通安全教室や防犯教室にともに参加いただいたり、スクールガード向けの講習会に参加いただいたりすることにより、通学路の危険箇所や不審者対応について意識を高め、活動に取り組んでいただいているところでございます。

最後に、7項目目の「副籍制度における市内小学校と県立特別支援学校との連絡調整、連携の進め方、市教育委員会としての関わりについて」でございますが、副籍制度の推進にあたり、本市では、県立新旭養護学校の教員がコーディネーターとなり、市内副籍校との連絡調整を進めているところでございます。

現在、新旭養護学校の児童から、市内小学校への副籍の希望申請があり、市教育委員会としては、在籍校および副籍校と情報共有をし、新旭養護学校のコーディネーターに助言をしております。今後も、学校間の円滑な連携が進むよう、実施状況の把握、助言に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

市内産食材の使用率は、過去3年どのように推移し、今後どれくらいの数値目標を設定されているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校給食への地場産野菜食材の使用率につきましては、令和元年度が46.9%、令和2年度は45.4%、令和3年度が38.6%となっております。

令和元年度と令和2年度については、気象条件が良好であったことや地場産野菜食材の調達が難しい時期に感染症対策による全校一斉の臨時休業があったことにより、結果として年間使用率が高くなっております。令和3年度は大雪の影響が大きく、使用率が例年に比べて低くなっております。

今後につきましては、第2次高島市総合計画後期基本計画にもありますとおり、計画終了年の令和8年度において45%を目標としております。

以上でございます。

(再質問)

追加補正が組まれた場合、昨年度導入された無償化の対象とならない児童生徒の保護者への補助金給付制度の見直しについても同時に検討されるべきではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校給食費無償化の対象にならない児童生徒の保護者への補助金については、これまで給食費として負担いただいていた金額を基準に上限額を算定しております。現在は、令和2年4月に改定した給食費を基に、令和3年4月から学校給食費無償化に伴う補助金の算定をしております。令和2年の改定の前は、平成20年4月から、12年間給食費は改定しておりません。こういった経緯も踏まえて、今後の状況に応じて総合的に判断してまいりたいと考えております。なお、今後の社会動向

により、保護者負担が著しく増すようであれば検討事項であると考えておりますが、5月にお知らせしてご承知のことと存じますが、高島生活応援プロジェクト地域通貨アイカの支給が7月下旬からの予定となっております。そのことも併せてご活用いただきたいと考えております。
以上でございます。

(再質問)

仮に追加補正されるとなれば、給食の食材にかかった部分が上がっていくと認識している。お弁当等給食を取っていない児童生徒の保護者にとってはその分弁当を作ったり、他市でいう給食費を払っているという状況と変わらない。補助金は、給食費無償化の対象とならない方へ、あえて使ってくださいという意味合いではないのかと認識しているが、いかがか。

教育指導部長答弁

(答) 先ほど答弁申し上げましたように、短期的にはアイカなどの施策の中で対応していただければと考えておりますし、給食費の補助の件につきましても、今までの経緯も踏まえて、今後の状況に応じて適切に判断してまいりたいと考えています。

(再質問)

先日、びわ湖ホールにおいて「ホールの子」事業が開催された。このような文化、芸術に触れる機会等の学校行事を、今後どのような形で市教育委員会として支援していくのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、「ホールの子」事業については、県の事業として、今年度は6月1日から6月8日にかけてびわ湖ホールにおいて開催されました。報道等では、県内から過去最多143校、約1万人の

参加があったと聞いております。市内の小学校からの参加についてでございますが、県から「ホールの子」事業について強い勧めもございましたので、何とか子どもたちに良い経験をとということで、学校へも働きかけをいたしましたところ、市内の全小学校から約440名の児童が参加して、舞台芸術に直接触れる貴重な体験ができました。

コロナ禍によって、学校行事や校外学習の内容変更、延期、中止を余儀なくされる状況が続いておりましたが、感染症対策をとりながら、全ての小学校がこの事業に参加できましたことは、今後の学校行事の充実に向けて、大きな一歩になったと捉えております。

市教育委員会といたしましても、各校において子どもたちの成長につながる教育活動が実施できますように、各種事業の情報提供に努め、学校からの相談にも応じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

学校行事の実施に向けて、市教育委員会が市バス手配等の調整について、配慮することはないのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校行事の際には、バスの手配等につきましても各学校で調整を行っておりますが、市バスが円滑に運行できるようサポートを行っております。県事業である「ホールの子」は、今年度より交通費の補助が手厚くなり、条件のよい事業を県から紹介していただいております。教育委員会といたしましても、子どもたちの活動がより一層充実したものになりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

市教育委員会として、統一された活動マニュアルや手引きを作成し、スクールガードの活動内容の周知徹底を図るべきではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどの答弁の中で申し上げました講習会に参加いただいたスクールガードの方々へは、スクールガードの目的や活動、心構えなどを記載した「スクールガード活動の手引き」をお渡ししております。講習会に参加できないスクールガードのみなさまへの周知については、今後効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

「スクールガード活動の手引き」は市教育委員会、スクールガードリーダーどちらが作成したものか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほど答弁申し上げました手引きにつきましては、スクールガードリーダーの方と市教育委員会の担当者で確認しながら作成したものでございます。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校給食課・学事施設課・学校教育課】